

食品営業許可証

営業者住所 愛知県豊田市松ヶ枝町三丁目30番地

営業者氏名 ホーメックス株式会社
代表取締役 餅原 幹也 様

令和 7年 6月24日付けの申請については、食品衛生法第55条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 7年 7月 2日

豊田市保健所長 竹内 清美



記

- 1 営業の種類
飲食店営業
- 2 施設の名称、屋号又は商号
豊田地域文化広場 けやき茶房
- 3 施設の所在地
豊田市西田町けやき1番地
- 4 許可年月日及び許可番号
令和 7年 7月 2日 7令豊保衛第101-186号
- 5 有効期間
令和 7年 7月 2日 から 令和12年 7月31日 まで
- 6 許可条件
なし

(連絡先 豊田市保健所 保健衛生課 電話 0565-34-6181)

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。(この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。)

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 第1項の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。(この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。)

連絡先

豊田市保健所 保健衛生課

豊田市西町3丁目60番地 (豊田市役所 東庁舎4階)

電話 0565-34-6181